

第1部 12章 内部質保証

点検・評価項目①内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定・明示がなされているか。

<現状説明>

○内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定・明示がなされているか。

本学では、教育研究活動をはじめとする諸活動全般が、社会から求められる水準に適合したものであることを、本学自らの責任において保証するため、毎年度実施する自己点検・評価活動を基盤とした内部質保証活動を展開している。

本学の自己点検・評価の実施に係る基本的な事項については、「中央大学大学評価に関する規程」（以下、「大学評価に関する規程」という。）において定めている。本規程第2条において、本学における大学評価について、「本学の教育水準の向上に資し、本学の諸活動の社会的説明の責務を全うするため、客観的な指標に基づいて本学の教育研究及び管理運営等の状況について自ら点検・評価を行う『自己点検・評価』と、またその「妥当性と客観性を担保するため、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受ける『認証評価』」と定義している。さらに、同規程第5条において、本学の構成員及び各機関は、「大学評価の結果に基づき、教育研究及び管理運営の各分野において、それぞれの活動の質的水準の向上と質の保証に努めるとともに、大学評価の結果に基づく改善状況の継続的な検証を行う」こととしており、この大学評価に係る一連の活動を「内部質保証活動」と定義している。

併せて、本学の自己点検・評価活動を基盤とした内部質保証の基本的な考え方や組織体制、手続き等を明文化した「内部質保証の方針」を策定し、広く学内外に明示している。この「内部質保証の方針」は、「基本的な考え方、組織体制、手続き」で構成しており、本学の内部質保証に係る体制や手続きを、シンプルにわかりやすく示したものとなっている。なお、本学教職課程においては、教職課程の自己点検・評価が2022年4月に法令義務化されることに先立ち、2021年度に「中央大学教職課程における内部質保証の方針」を策定し、教職課程の内部質保証に係る体制や手続きを学内外に示している。

さらに、構成員が円滑に自己点検・評価活動を進められるよう、取り組むべき具体的な活動内容について、毎年「自己点検・評価実施要領」を作成し、各組織に示している。また、この実施要領の公開にあわせて実務担当者説明会を毎年行っており、内部質保証に係る最新の情報も紹介しながら、各組織が取り組むべき自己点検・評価活動の説明を行うことで活動の定着を図っている。

これらの内容については、全学授業支援システム manaba（以下、「manaba」という。）等を通じて教職員の間で共有するとともに、毎年度実施する年次自己点検・評価活動に関する実務担当者説明会においても説明・確認を行うことで定着を図っている。なお、manaba は授業支援のための CMS/LMS システムであるが、学内の情報共有のツールとしても活用している。また、社会一般に対しても、自己点検・評価活動に係る情報や自己点検・評価報告書について、本学公式 Web サイトを通じて広く公開を行っている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、本学においては、自己点検・評価活動を基盤として内部質保証活動を推進することについて、大学評価に関する規程に明記するとともに、「内部質保証の方針」を策定し、

その体制や手続きについて広く学内外に示している。また、構成員に対して、毎年取り組むべき自己点検・評価活動について、実施要領等を用いて具体的に示し、活動の定着に努めている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

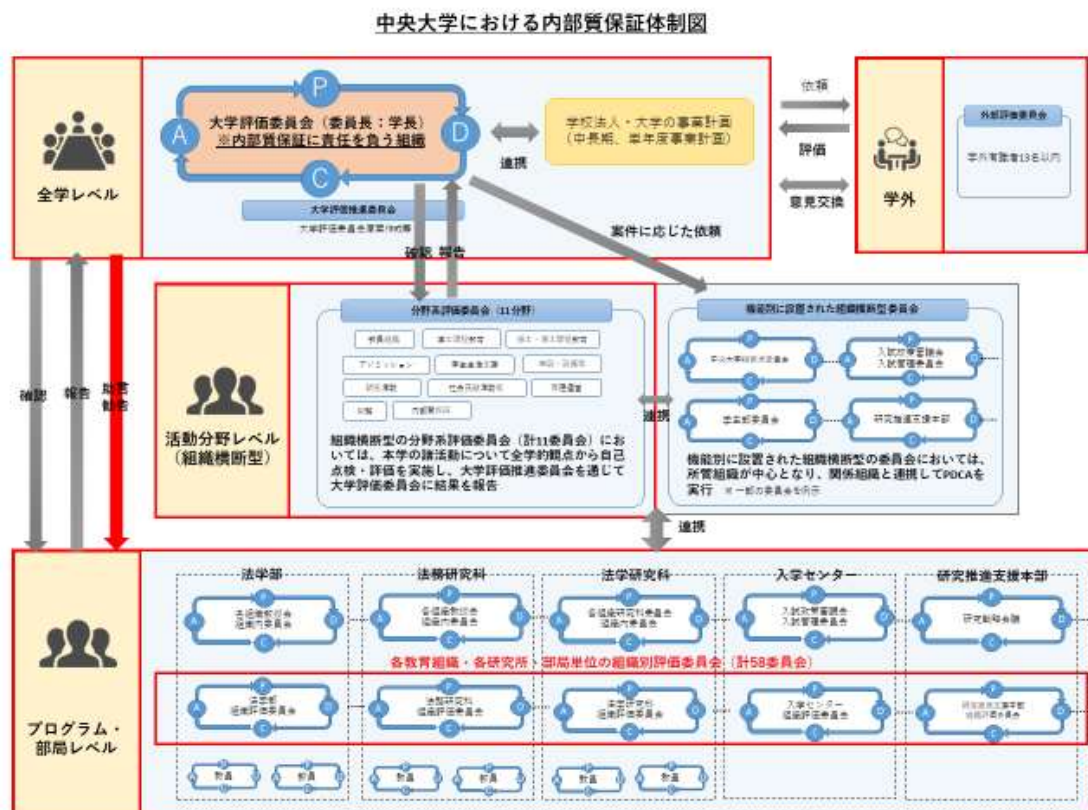
評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備状況

＜現状説明＞

○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備状況

本学では、内部質保証を推進するための組織体制として、大学評価委員会をその中心に据えている。そして、同委員会の下に、審議に必要な原案作成等を行う大学評価推進委員会を置いている。この大学評価委員会、大学評価推進委員会のもと、各組織の諸活動に係る点検・評価については、組織別評価委員会を置き、組織ごとの縦軸の活動を行っている。さらに、大学の諸活動を分野別の観点から横断的に点検・評価を行う分野系評価委員会を設置している。このように本学では、組織ごとの縦軸での点検・評価と、活動分野ごとの横軸での点検・評価を可能とする体制をとっている。さらに、自己点検・評価結果の妥当性・客観性を担保するとともに諸活動の改善・改革を実質的に支援することを目的として、学外有識者から構成される外部評価委員会を設置している。

[本学の内部質保証推進に係る体制図]



各委員会の具体的な役割、構成は、次のとおりとなっている。

（１）大学評価委員会

大学評価委員会の任務は、大学評価の実施・運営に関する基本的な事項、自己点検・評価の確定、内部質保証活動の推進に関する基本的な事項、大学評価結果の公表に関する事項、認証評価機関の選定に関する事項について審議することとなっている。委員構成については、学長を委員長とし、2名の副委員長として、学事担当常任理事及び大学評価担当副学長を充てている。その他、4名の常任理事、8学部長及び2研究科長、大学院研究科委員長互選1名、研究所長互選1名、事務局長、総務部長、学事部長をメンバーとしている。このように、法人及び教学のマネジメント行う者が内部質保証推進のための任を負っている。

（２）大学評価推進委員会

大学評価推進委員会の任務は、大学評価委員会の審議に必要な原案作成、大学評価委員会の審議に基づく大学評価の実施に関する事項を取り扱うこととなっている。具体的に、組織別評価委員会及び分野系評価委員会の自己点検・評価の結果（「自己点検・評価レポート」「最重要課題（案）」）の提出を受けるのは大学評価推進委員会となっており、大学評価推進委員会は、全学的な調整を行い、その結果（「自己点検・評価レポート」「最重要課題（案）」）について大学評価委員会に報告を行う。また、その他、内部質保証推進に係る新規案件等についての原案作成を担当する。構成については、大学評価担当副学長（大学評価委員会の副委員長たる副学長）を委員長とし、学事担当常任理事（大学評価委員会の副委員長たる常任理事）、学部長互選1名、研究科長互選1名、研究科委員長互選1名、総務部長、人事部長、経理部長、管財部長、学事部長としている。

（３）組織別評価委員会

組織別評価委員会の任務は、教育研究及び管理運営に関し、当該組織の諸活動に係る点検・評価を行うこととして、組織ごとに58の委員会を置いている。委員構成については、当該組織の長を委員長として、各組織から選出された教職員としている。組織別評価委員会の毎年度の自己点検・評価活動の結果については「自己点検・評価レポート」としてとりまとめ、大学評価推進委員会を通じて大学評価委員会に提出を行う。

（４）分野系評価委員会

分野別評価委員会の任務は、組織別評価委員会の組織を越えて、大学の活動分野毎に全学的な視点から点検・評価を行うこととして、組織を横断した11分野（学士課程教育、修士・博士課程教育、アドミッション、教員組織、研究活動、学生生活支援、施設・設備等、社会貢献活動等、管理運営、財務、内部質保証）ごとに委員会を設置している。委員構成については、各分野に関連の深い組織評価委員会から選出された委員が、それぞれの分野系評価委員会の委員となる仕組みとなっている。さらに、学長の権限を委譲され、当該分野のマネジメントを行う副学長についても、2022年度より学長指名委員として委員会に参画している。例えば、学士課程教育分野系評価委員会であれば、8学部・全学連携教育機構・教育力研究開発機構・教学運営（学事部）の組織評価委員会から選出された委員に加えて、国際連携担当副学長、全学共通教育担当副学長がその構成員となっている。分野系評価委員会の毎年度の自己点検・評価活動の結果については、分野ごとの「自己点検・評価レポート」及び次年

度に全学的に重点的に取り組むべき課題「最重要課題（案）」としてとりまとめ、大学評価推進委員会を通じて大学評価委員会に提出する。

このように、組織ごとの縦軸での点検・評価と、分野ごとの横軸での点検・評価を組み合わせ、毎年度の自己点検・評価活動を実施している。

（５）外部評価委員会

外部評価委員会の任務は、本学の自己点検・評価結果の妥当性・客観性を担保するとともに、諸活動の改善・改革を実質的に支援することを目的としている。委員構成は13名以内、高等教育及び自己点検・評価について高度の知見を有する学外有識者の中から大学評価委員会が選考し、学長が委嘱を行う。なお、任期は1期2年となっており、現在、第5期として8名の委員が就任し、本学の点検・評価活動に寄与している。具体的な活動内容については、活動期（2年）ごとに方針を立てて活動を進めており、その活動内容や本学への提言については毎年度報告書としてとりまとめ、大学評価委員長に提出している。

なお、これらの全学的な自己点検・評価活動の推進と支援については、学事部企画課が事務局を担当している。

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、本学は、内部質保証の推進に責任を負う大学評価委員会を中心として、その原案作成等を行う大学評価推進委員会、組織ごとの点検・評価を行う組織別評価委員会、全学的な視点から活動分野ごとの点検・評価を行う分野系評価委員会を設けるとともに、外部有識者による点検・評価を行う外部評価委員会を設置することで、組織レベルの縦軸、活動分野レベルの横軸、さらに外部からの目線を交えて点検・評価を行う仕組みを有しており、内部質保証を推進するための適切な体制を整えている。

＜長所・特色＞

組織別評価委員会という縦軸の点検・評価に加えて、分野系評価委員会という大学の活動分野ごとの横軸といった全学的な観点から点検・評価を行うことで、様々な構成員による網羅的な目線をもって、点検・評価を行う体制となっていることは本学の内部質保証体制の特徴といえる。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

今後も、点検・評価活動において様々な構成員による網羅的な目線を確保するとともに、外部評価委員の目線を交えつつ、高等教育情勢の変化や、学内の意思決定プロセスの変化なども踏まえて、内部質保証体制をブラッシュアップしていく。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか。
評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性が確保されているか学外者の意見の反映（外部評価の仕組みとその結果の活用状況）

＜現状説明＞

○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

本学はこれまで、教育の質保証の基盤となる学部・研究科の「三つの方針」を策定し、本学公式 Web サイトをはじめ広く学内外に公開してきた。

一方で、2018 年 3 月に発出された文部科学省中央教育審議会の「三つの方針」の策定及び運用に関するガイドラインに照らしたところ、本学の「三つの方針」に係る諸整備は十分ではないことが自己点検・評価活動から明らかとなった。そのため、2019 年度から 2020 年度にかけて、大学評価委員会のもとで「三つの方針」に係る諸整備を行った。

この一連の整備の中で、「三つの方針」策定のための全学の基本的な考え方を示すものとして「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」を策定し、現在、本学公式 Web サイトに掲載し、広く学内外に公開している。また、より具体的な学内指針として、「三つの方針策定（見直し）にあたっての学内指針」も作成し、学内において活用している。

なお、本学が 2019 年度から 2020 年度にかけて行った「三つの方針」に係る具体的な整備は、（1）全学における「三つの方針」の策定、（2）全学のアセスメント・ポリシーの策定、（3）大学全体としての「三つの方針」の策定基本方針の作成、（4）各組織の「三つの方針」の見直しの実施と、「第三者チェック」の実施、の 4 つの取り組みである。（1）（2）については大学評価委員会のもと、大学評価推進委員会にて具体的な検討を行い、（3）（4）については、特に短期間で集中的に検討を行うため、大学評価委員会のもとに「三つの方針の精査・運用ワーキンググループ」を設置し、検討を行った。（1）～（4）の具体的な対応については、以下のとおりである。

（1）全学における「三つの方針」の策定

本学においては、各学部・研究科の「三つの方針」について作成・公開を行っていたが、全学における「三つの方針」は策定していなかった。そこで、本学の理念・目的や各組織の「三つの方針」との連関にも留意しながら、「教育活動に関する三つの方針（全学方針）」として、課程ごと（学士課程、博士前期課程・修士課程、博士後期課程、専門職学位課程）の「三つの方針」を策定した。本方針については、本学公式 Web サイトに掲載し、広く学内外

に公開している。

(2) 全学のアセスメント・ポリシーの策定

「三つの方針」の整備と平行して、学修者本位の教育の実現に向けて、学修成果の可視化に係る取り組みを着実に前に進めていくための基盤を整えるため、まずは全学のアセスメント・ポリシーとして「学修成果の把握に関する方針(MEP:Measuring Effectiveness Policy)」の策定を行った。方針においては、「機関レベル(大学全体)、教育プログラムレベル(学部・学科・研究科等)、科目レベル(授業・科目)」の3階層で、学修成果等を測定・評価することを定めている。本方針については、本学公式 Web サイトに掲載し、広く学内外に公開している。また、各組織の改善・改革に資するよう、本方針に基づき、毎年「学修成果可視化データ集」を作成し、学内に共有している。

(3) 全学の「三つの方針」の策定基本方針の策定

これまで、本学の各組織における「三つの方針」策定にあたっては、項目を揃える・留意点を共有するなど、統一感ある方針となるように努めてきた。しかし、「三つの方針」策定のための基本方針を明確に示したものはなく、早急に整備を行う必要があった。そのため、まず、「三つの方針」策定のための基本方針として、「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」を策定した。そして、この基本方針策定にあわせて、各組織が具体的にどのように「三つの方針」を設定すべきか、より詳細に示した「三つの方針策定(見直し)にあたっての学内指針」の策定を行った。具体的な内容は次のとおりである。

「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」には、本学の各学部・研究科が「三つの方針」を策定するにあたって、それぞれ「三つの方針」に詳述すべき項目を明示している。具体的に、「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」については<養成する人材像><卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度>の2項目、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」については<カリキュラムの基本構成><カリキュラムの体系性>の2項目、「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」については<求める人材像>の1項目を共通項目としている。さらに、「三つの方針」の内容について、教育の質向上を継続的に図っていく内部質保証システムの核であるとの認識のもと、絶えず検証を行い、必要に応じて見直していくことを明示している。また、検証活動にあたっては、「三つの方針」の作成主体(各学部・研究科)と大学全体の内部質保証に責任を負う「大学評価委員会」が二段階として検証活動を行うことで、活動の妥当性を確保することとしている。なお、本方針については、本学公式 Web サイトに掲載し、広く学内外に公開している。

「三つの方針策定(見直し)にあたっての学内指針」については、「三つの方針」それぞれについて、各学部・研究科が「三つの方針」の見直しを行うにあたって留意すべき具体的なポイントを盛り込んだものとなっている。例えば、全体的な記述の適切な分量をはじめ、「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」の「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」について、学生を主語とし、「～できる」という行為動詞にて表現すること、「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」と「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」との関連性を担保すること、「入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)」には「学力の3要素」を踏まえて作成すること等、様々なポイントを明示している。

(4) 各組織の「三つの方針」の見直しの実施と、「第三者チェック」の実施

(3) に記述した「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」及び「三つの方針策定（見直し）にあたっての学内指針」を大学評価委員会にて策定後、これに基づき、全組織において「三つの方針」の見直しを行った。

これを受けた各組織は、大学評価委員会の依頼に基づき、「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」及び「三つの方針策定（見直し）にあたっての学内指針」に沿って既存の「三つの方針」の見直しを行い、新たな「三つの方針」改定素案をまとめ、大学評価委員会へ提出を行った。提出された「三つの方針」改定素案については、大学評価委員会のもとに設置した「三つの方針の精査・運用ワーキンググループ」による「第三者チェック」を実施し、方針に沿った内容となっているか等、複数の目線を交えて点検を行い、「三つの方針（改定素案）に係る第三者チェック結果報告」としてとりまとめた。当該報告書の内容については、大学評価委員会を経て、各組織にフィードバックを行い、各組織はその内容を受け、組織ごとにさらに必要な修正を行った上、各教授会・研究科委員会において新たな「三つの方針」の策定を行った。

なお、この見直し以降も、各組織において「三つの方針」の内容を更新する場合には、「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」及び「三つの方針策定（見直し）にあたっての学内指針」を参照し、適切に内容を更新することとしている。

○方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

本学の内部質保証推進の核となる、毎年度の自己点検・評価活動については、大学評価に関する規程及び「内部質保証の方針」に基づいて実施している。

大学評価委員会を中心として、組織レベルでは組織別評価委員会（学部・研究科その他の組織）が、活動分野レベルでは分野系評価委員会が具体的な取り組みを進めている。その結果（「自己点検・評価レポート」「最重要課題（案）」）については、大学評価推進委員会に報告を行い、大学評価推進委員会は大学評価委員会に報告を行う。その上で、大学評価委員会は、自己点検・評価報告書のとりまとめを行う。

前述の「三つの方針」に係る諸整備のように、内部質保証活動の推進のため、迅速に対応すべき案件についても、大学評価推進委員会を中心として、学内の意思決定プロセスに留意して進めている。

なお、本学教職課程においては、教職課程の自己点検・評価が2022年4月に法令義務化される以前から全学的な自己点検・評価システムの下で自己点検・評価及び内部質保証の推進に向けた体制を構築してきた。前述のとおり、2021年度には「中央大学教職課程における内部質保証の方針」を策定し、基本方針、組織体制、手続き等について明示し、全学と連携した内部質保証体制を構築・運用している。

○全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

個々の組織の定期的な点検・評価及びPDCAサイクルを機能させる取り組みは以下のとおりである。

（1）各組織における自己点検・評価レポートの作成

本学の毎年度の自己点検・評価活動については、各組織が大学評価委員会の示すレポート

形式に基づき、現状分析（長所・問題点）に基づいて課題を設定し、改善・改革活動（伸長・改善方策）に取り組むことをメインとしている。

本学では2018年度以降、組織ごとの自己点検・評価活動にあたっては、着実に改善・改革を進めていくために、点検・評価項目を個々に点検・評価する形ではなく、長所・問題点等に対する伸長・改善の可視化に重きを置いてきた。これは、従前の点検・評価項目を個々に点検していく形式が、丁寧に現状を点検・評価できる一方で、期せずして現状追認型となる傾向があることから、各組織の改善・改革を促すために「自己点検・評価レポート」の様式を変更するなどの工夫を行い、改善注力型になるように対応してきたものである。各組織の取り組む具体的な活動は以下のとおりである。

各組織は、大学評価委員会の指示に基づき、前年度秋から冬にかけて、翌年度（4月～3月）の自己点検・評価活動として何を行うかを計画し、計画段階の「自己点検・評価レポート」の作成・提出を行う。なお、作成の際は、後述の「指定課題」「最重要課題」を参照し、それらに対応して作成を行うこととしている。

この「自己点検・評価レポート」は、「現状・原因分析に基づく到達目標設定→施策立案→実施→点検・評価」という一連の流れで記述することとなっており、各組織が現状（長所・問題点）をどう分析し、何を到達目標とし、どのような改善・改革（伸長・改善方策）に取り組み、どんな成果を上げたのか、簡潔にわかりやすく表現できるものとなっている。

各組織の「自己点検・評価レポート」は、当該組織の組織評価委員会、さらに教授会・研究科委員会等というように、各組織の核となる会議体を経て提出される。そのため、各組織の構成員が、翌年度、自組織がどのような自己点検・評価活動に取り組むのか、進捗はどうなっているのか、最終的にどのような改善・改革につながったのかについて各組織の主たる会議の場において把握することとなる。

また、各組織は「自己点検・評価レポート」を作成するとともに、自己点検・評価活動のエビデンスとなる各種データについても、毎年、大学評価委員会が指定した時期にデータ作成を行っている。これらのデータは全学的に蓄積・管理を行っている。

なお、7年毎の機関別認証評価を受ける前年度には、重点的に自己点検・評価活動を行うこととしており、一定期間の諸活動の点検・評価内容を総括するものとして、大学評価委員会にて設定した個々の点検・評価項目に対して、点検・評価を行っている。

これらの活動について、前年度の秋冬を起点として、翌年度（4年～3月）の自己点検・評価活動の計画を行うこととしているのは、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」推進のために各組織が組織レベルのアクションプランを設定する時期及び予算編成を行う時期が前年度秋から冬となっているため、それらのサイクルと連動させていることによる。学内の諸活動のサイクルを連動させることは以前からの課題となっており、私立学校法の改正も契機として、2021年度より学内の諸活動のサイクルを連動させることとした。そのため、本学の諸活動における翌年度計画はすべて前年度秋から冬に計画することとなっている。

（2）大学評価委員長による「指定課題」の設定

大学評価に関する規程に基づき、大学評価委員長（学長）は、自己点検・評価活動を総括し、学内諸機関と関連する各組織に対して助言及び勧告を行うことができることとなっている。この助言及び勧告として位置づけられるのが2018年度から導入している「指定課題」の制度であり、これはトップダウン型の課題アプローチとなっている。大学評価委員長は、毎年度秋に、翌年度に取り組むべき「指定課題」の課題内容・対応組織の設定を行う。その設

定にあたっては、高等教育を取り巻く情勢、外部評価委員会による評価結果、学生アンケートにおいて継続して改善要望の多い事項や、学内教職員から意見聴取した内容を加味している。「指定課題」の内容については、大学評価委員会を経て、執行役員会、学部長会議、研究科委員長会議といった、法人及び教学のマネジメント層に共有される。さらに各教授会及び研究科委員会の構成員、職員については事務イントラネットやmanabaを通じて、広く学内に共有される。そして、指定を受けた組織の組織評価委員会は翌年度に向けた改善計画を策定・実行の上、「自己点検・評価レポート」で取り組み状況を大学評価委員会に報告を行う仕組みとなっている。したがって、指定された組織は、(1)の各組織の作成する「自己点検・評価レポート」とは別に、「指定課題」に対応した「自己点検・評価レポート」も作成し、具体的な実行に移していくこととなる。なお、具体的に「指定課題」の設定を受けて進めた事例として、「大学運営の方針」の策定、単位の実質化や学修成果把握・可視化に係る取り組みの推進などがあげられる。

このように、トップダウン型のアプローチを通じて、対応すべき課題に迅速に取り組んでいく仕組みを有している。

(3)「最重要課題」の設定

本学では、各年度の分野系評価委員会における自己点検・評価活動において明らかとなった問題点・課題のうち、全学的な課題として重点的に取り組むべきものについては、大学評価委員会において「最重要課題」として設定し、対応組織及び会議体を明示した上で、毎年度秋に学内に公開している。「最重要課題」についても大学評価委員会を経て、執行役員会、学部長会議、研究科委員長会議といった法人及び教学のマネジメント層に共有されるとともに、各教授会及び研究科委員会の構成員、職員については事務イントラネットやmanabaを通じて、広く学内に共有される。この「最重要課題」は11の分野系評価委員会の自己点検・評価活動が基盤となっているため、教育から大学運営・財務にわたって11分野それぞれの課題が抽出されており、本学においていま何が課題となっているのか、構成員が網羅的に把握できるものとなっている。また、全学的な課題内容を取り扱うことから、複数年度にかけて取り組むべき中期的課題によって構成されているのが特徴である。

「最重要課題」は毎年度秋に学内に公開した後、法人・大学の施策に活かされるとともに、各組織が、前年度秋から冬に行う「自己点検・評価レポート」の作成、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」推進のために各組織が設定する「アクションプラン」の設定、各組織の行う予算申請の際にこの「最重要課題」を活用し、「いま学内でどのような課題があるのか」を踏まえ、翌年度の諸活動に反映していくことに努めている。このように、「最重要課題」についてはトップダウン型とボトムアップ型を組み合わせた課題へのアプローチ方法となっている。

なお、「最重要課題」の進捗状況については、大学評価委員会にて確認を行っている。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

(1) 文部科学省より指摘された事項への対応

現在は、本学に対して文部科学省から指摘されている事項はない。

本学では、以下のとおり、2017年度に収容定員変更、2019年度に2学部設置に係る申請を行っている。

① 2017年度 収容定員に係る学則変更 認可申請

(法学部・経済学部・商学部・理工学部・文学部・総合政策学部)

認可申請時に、法学部通信教育課程の定員充足率に係る留意事項が付されていた。通信教育課程において定員確保のための具体的な対応を進めてきたが、設置計画履行状況調査の最終年度(2020年度)及び現在においても入学定員充足率、収容定員充足率は大きく改善していない。本学としては、通信教育課程は通学課程とは学修形態が異なることから、通学課程同様の定員充足については難しいものと思料している。

また、2018年2月の設置計画履行状況調査において「理工学部応用化学科が2019年度の入学定員超過率が1.31倍となっているため、入学定員超過の改善に努めるとともに、当初計画した専任教員数を適切に確保すること」について指摘を受けている。これについては、任期制助教が急遽退職になったことによる教員不足に起因しており、早急に採用人事を進め、十分な教員数を確保している。なお、入学定員に対する入学者の比率についても、2020年度(設置計画履行状況調査最終年度)は0.90倍として、概ね適正な範囲に改善されている。

② 2019年度 国際経営学部、国際情報学部 学部設置 届出申請

本申請については、届出時及び設置計画履行状況調査時においても、特段の指摘は受けていない。

なお、文部科学省から付された留意事項については、文部科学省との窓口となる学事部企画課の助言・支援の下、当該指摘を受けた組織がその改善に向けた取り組みを行っている。その際、必要に応じて学事部企画課が履行状況に係る定期的な確認・検証を行いながらその進捗状況を管理し、最終的に履行状況等調査報告書を取りまとめ、文部科学省に対して報告を行う仕組みとなっている。

(2) 公益財団法人大学基準協会より指摘された「勧告」「助言」に対する対応

本学においては、2016年度に公益財団法人大学基準協会(以下、「大学基準協会」という。)の機関別認証評価を受審し、適合認定を受けている。

2016年度の認証評価結果においては、8項目について「努力課題」を付されている(そのほか、「長所として特記すべき事項」5項目、「改善勧告」なし)。評価結果については本学として真摯に受けとめ、大学評価委員会をはじめ、法人及び教学の執行部、各教授会、研究科委員会等において報告を行い、特に「努力課題」の指摘を受けた事項については着実な改善に努めていくことを確認し、各種対応を進めてきた。具体的に、「努力課題」の指摘を受けた事項に直接的に関係する組織の組織評価委員会に対しては、2017年度以降、毎年度の自己点検・評価活動の一環として指摘事項の改善に向けた具体的な計画及びその後の対応状況についてとりまとめ、大学評価委員会に報告することを求めることとし、大学評価委員会がこれを総括することで大学全体としての進捗管理を行い、着実かつ円滑な改善を促してきた。最終的に、2020年8月に大学基準協会に対し「改善報告書」の提出を行った。その後、2021年3月に大学基準協会より「改善報告書」検討結果を受領し、そのうち4点について更なる対応を求められたものの、今後の改善経過について再度報告をもとめる事項については「なし」となっている。更なる対応を求められたもののうち、特に、大学院の定員管理については、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」(第2版)にも掲げた大学院改革とも連動して、国の動

向も踏まえながら、中長期的な解決を目指している。

なお、2023年度は、大学基準協会を評価機関として、本学にとって3度目となる機関別認証評価を受審中であり、2024年3月に最終的な評価結果を受領する予定である。

（3）専門職大学院に係る認証評価結果について

専門職大学院に係る認証評価の受審状況及び認証評価結果については、2022年度に戦略経営研究科（戦略経営専攻）が大学基準協会の実施する経営系専門職大学院認証評価を、2018年度に法務研究科が公益財団法人日弁連法務研究財団（以下、「日弁連法務研究財団」という。）の実施する法科大学院認証評価をそれぞれ受審し、適合認定を受けている。2研究科とも認証評価結果を真摯に受けとめ、その後の改善に努めている。なお、法務研究科は、2023年度に日弁連法務研究財団を認証評価機関として、法科大学院認証評価を受審中である。

また、戦略経営研究科（戦略経営専攻）は、2022年9月にビジネス教育の国際認証機関であるAMBA(The Association of MBAs:英国)より、国際認証を取得した。これは、本学初の国際認証取得であり、AMBA認定校は国内では3校目となる。

○点検・評価における客観性、妥当性が確保されているか

上述のとおり、本学においては、自己点検・評価活動の客観性・妥当性を担保するための全学的な外部評価の仕組みとして、2013年度に大学評価委員会のもとに学外有識者からなる外部評価委員会を設置している。

設置当初、外部評価委員会は、自己点検・評価活動の客観性・妥当性を担保するため、本学の取りまとめる「自己点検・評価報告書」の内容を基礎として、本学及び各組織の取り組みの進捗状況と成果の確認を行う、振り返り型の点検・評価をメインとしていたが、2017年度（第3期2年目）以降は、本学の過去の実績だけではなく未来に目を向け、大学の長所・問題点に対する方策を外部評価委員会が「大学とともに考えていく」といった未来志向の点検・評価へと移行している。これは、本学が2016年度に機関別認証評価を受審し2回目の適合認定を受けたこと、また将来に向けて中長期事業計画「Chuo Vision 2025」が大きく動こうとしていたこと等を背景としている。

このように、本学の外部評価委員会はアドバイザリーボードとしての役割も果たしており、2019年度末からの新型コロナウイルス感染症拡大以降においても、オンライン方式を活用して、継続的に活動を行っている。

直近の第5期外部評価委員会（8名）については、基本方針を「中長期事業計画『Chuo Vision 2025』第2版を踏まえ、その進捗に係る評価や全学としての自己点検・評価結果を基軸としつつ、本学における諸活動全般の改善・改革を促進するため、本学における内部質保証に係る各種取り組みの成果と課題等について明らかにし、今後の『中央大学の発展』に向けて未来志向型の評価を実施する。」として評価活動を行った。

2021年度（第5期1年目）については、オンライン方式にて、2つの分科会（教学：テーマ「中央大学の教育の特色とその発展の方向性について」、経営・財務：テーマ「大学の経営戦略と実行するための課題」、全体意見交換会（テーマ「世界に存在感のある大学として発展するための課題と方向性」）を実施し、大学側からのプレゼンテーションの内容を踏まえた質疑・意見交換、フリーディスカッションを行った。

2022年度（第5期2年目）については、「任期1年目の評価結果を踏まえ、2021年度評価結果報告書で提起した課題の進捗及び外部評価委員会が特に重要と判断した事項を中心とする評

価を行う。」として活動を行った。具体的には、オンライン形式による2つの分科会（テーマ「キャンパス移転を契機とした中央大学の競争力の更なる向上」、テーマ「データ基盤の整備とデータに基づく教学・経営の高度化」）、及び多摩キャンパス将来構想検討委員会の下に設置する部会の若手中堅教職員との意見交換会を経て、2023年5月に茗荷谷キャンパスにおいて3年ぶりに対面形式で全体意見交換会（テーマ「激動の時代において中央大学が果たす役割と目指す方向」）を実施し、キャンパス見学の後、学長からのプレゼンテーションの内容を踏まえた質疑・意見交換、フリーディスカッションを行った。

また、外部評価委員会は、各年度における具体的な活動内容やそれを踏まえた本学への評価及び提言については、毎年度報告書としてとりまとめ、大学評価委員長に提出している。この外部評価委員会による評価結果については、本学公式Webサイトを通じて社会に公表するとともに、大学評価委員会から法人及び教学の執行部、各組織に対する報告と活用依頼を行っている。また、毎年度実施する自己点検・評価活動に活用するとともに、事業計画及び全学または各組織の「アクションプラン」等へ活用されている。

例えば、2018年度の外部評価委員会においては、世界に存在感のある大学を目指す一方で、特にSDGsへの貢献方策等の明示が不十分であるとの指摘を受けた。本学はその指摘を真摯に受け止め、速やかに2019年度の単年度事業計画の重点政策に、「全学横断的な事項を効率的かつ戦略的に推進するための体制を強化し、教育研究活動やSDGsやダイバーシティの取り組みなどを可視化」していくことを掲げた。また、2020年1月にはSDGs担当副学長を置き、これまで組織ごとに推進してきた様々な成果を学長・副学長のマネジメントのもとで全学的に推進するための体制を整えた。続いて、同年12月には「中央大学SDGs宣言」の策定を行うとともに、現在までにSDGsに係る学内リソースの集約、中央大学SDGs講演会の実施、「中央大学SDGsアクションアワード」の実施等、取り組みを積み重ねている。

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、本学では、大学評価に関する規程及び「内部質保証の方針」に基づき、大学評価委員会を中心として、学部・研究科その他の組織における自己点検・評価活動を行い、内部質保証活動の推進に努めている。また、組織別評価委員会、分野系評価委員会といった縦軸・横軸の網羅的な視点に加えて、「指定課題」「最重要課題」といった形で、大学の諸活動に係る課題にアプローチを行っている。さらに、「三つの方針」の諸整備のように、時限的に速やかに対応すべき案件や、行政機関や認証評価機関からの指摘事項に対しても、大学評価委員会を中心として、内部質保証システムを有効に活用して対応を行っている。

これらのことから、本学の内部質保証システムは有効に機能しているといえる。

＜長所・特色＞

トップダウン型のアプローチである「指定課題」、トップダウン型とボトムアップ型を組み合わせた「最重要課題」の制度については、本学の内部質保証システムが教職員参加型であることを示す特徴的なものとなっている。

各組織（各組織評価委員会）が自己点検・評価活動の結果としてとりまとめる「自己点検・評価レポート」については、長所・問題点等に対する伸長・改善活動の可視化に重きを置き「現状・原因分析に基づく到達目標設定→施策立案→実施→点検・評価」という一連の流れで作成することとなっており、各組織が現状（長所・問題点）をどう分析し、何を到達目標とし、どのような改善・改革（伸長・改善方策）に取り組み、どんな成果を上げたのか、簡潔にわかり

やすく表現できるものとなっている。

＜問題点＞

自己点検・評価活動のエビデンスとなる各種データについてこれらのデータは全学的に蓄積・管理を行っている。これは、自己点検・評価活動を十全に行う観点から継続しているものであるが、本学の現在進めている DX 推進計画や今後の IR 体制との連携といった観点からも全学的にどのようにデータを持つべきか、全体最適を考えるべき時期に来ている。

また、私立学校法第 45 条の 2 を鑑みると、機関別認証評価結果及び本学の内部質保証の基盤たる自己点検・評価活動結果については、本学の（次期計画を含む）中長期事業計画及び単年度事業計画の実施・推進において、双方の連動性を十分に担保する必要がある、本学の内部質保証の体制の再点検を行い、実効性の向上に向けて方策を練る必要がある。

＜今後の対応方策＞

「指定課題」「最重要課題」についてはその特徴を生かし、本学の抱える課題に継続してアプローチを行っていく。また、「自己点検・評価レポート」については、認証評価の次期サイクルの方向性も見据えつつ、さらに組織の諸活動の点検・評価活動や内部質保証活動の推進に資するものとなるよう、その形式等、継続してブラッシュアップを行う。

各種データの収集及び学内諸活動のサイクルの連携については、2023 年度に受審している機関別認証評価における対応やその評価結果を踏まえて、認証評価の次期サイクルも見据えつつ、2024 年度中に新たな方策について検討を行う。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報について正確性、信頼性があり、適切な更新がなされているか。

○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

○公表する情報について正確性、信頼性があり、適切な更新がなされているか。

本学は、教育研究活動をはじめとする諸活動全般について、社会から求められる水準に適合したものであることを、本学自らの責任において保証するため、大学独自の媒体を利用した開示等、様々な方法を駆使して情報公開に努めている。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表に関して大きな役割を担っている本学公式 Web サイトについては、2022 年 3 月に全面リニューアルを行い、外部者を中心としたステークホルダーへ正確性、信頼性のある情報を発信している。それぞれの諸活動について、公表の方法は以下のとおりである。

1) 教育活動

各学部、大学院、専門職大学院における教育活動については、本学公式 Web サイトに各組織のページを設けている。組織の概要、「三つの方針」、カリキュラム、カリキュラムマップ等の基本的な情報をはじめ、各組織の個性ある取り組みに応じたコンテンツを記載している。また、組織によっては各組織固有の Web サイトを作成・活用し、ステークホルダーに情報を

届けている。なお、シラバスの検索については、全学共通ページを設けている。また、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく教職課程に係る情報公表についても、本学公式Webサイトにおいて公開している。

2) 研究活動

①中央大学研究者情報システム

本学では、本学に所属する専任教員の論文等をはじめとした研究成果の蓄積及び公表を支援するプラットフォームとして独自の「研究者情報データベース」を有している。本データベースは、2023年3月のリプレースに伴い、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が運営する「researchmap」から登録データを取り込み、本学公式Webサイトを通じて学外に公開できる仕組みとなっている。なお、当該Webサイトは「研究者総覧」の役割も果たしており、各教員の研究成果のほか、学位や教育活動、社会貢献活動等の情報も掲載している。

②中央大学学術リポジトリ

本学の研究成果の発信を目的として、中央大学研究成果オープンアクセスポリシーに基づき、大学機関の発行する紀要類を中心にデータベースに格納し論文等を公開している。2019年6月に国立情報学研究所(NII)と、NIIが事務局を務める「オープンアクセスリポジトリ推進協会(JPCOAR)」が運営しているクラウド型の機関リポジトリ環境提供サービスである「JAIRO Cloud」(ジャイロ クラウド)へ移行した。2023年5月現在、50種の紀要並びに学位論文を登録し、公開論文数は12,432件(その他学内限定公開を含めると、51種12,735件)となっている。

③+C(プラスシー)

「研究情報の可視化」と「研究情報に関する発信力強化」を目的として、本学と産業界等が目指すビジョンや目標を共有し、その実現に向けた産学官連携を推進するための情報プラットフォームとして「+C」というサイトを構築した。「+C」では、さまざまな分野の研究者が行っている研究活動やその先に据えるビジョンを紹介する「Researchers」と、実際に産学官連携を行っている企業と研究者との対談や研究シーズについての研究者インタビュー記事を掲載する「Collaborations」のコンテンツを公開している。

3) 自己点検・評価活動・認証評価結果

本学の自己点検・評価活動に係る情報については、本学公式Webサイトにおいて、自己点検・評価活動のスケジュール、毎年度の大学基礎データ及び自己点検・評価報告書、外部評価委員会による評価、大学評価委員会のもとで行う各種アンケート調査、認証評価結果など、網羅的に公開を行っている。

4) 入試情報等

受験生に対しては、最新情報を丁寧に伝える必要があることから、特設ページ「中央大学受験生ナビ Connect Web」を設け、情報を迅速に反映するとともに、受験生に親しみやすいコンテンツを揃えている。新型コロナウイルス感染症拡大下においては、対面型のイベントが制限される中、この特設ページを足がかりとして、受験生へ様々なコンテンツの発信を行った。

5) 学校教育法施行規則第172条の2への対応

特に、学校教育法施行規則第172条の2への対応として、本学公式Webサイトに「情報の公表」のページを設け、大学の建学の精神・目的に関する情報や教育研究環境に関する情報等、以下の15項目にわたりとりまとめて公開している。

【「情報の公表」のページにおける公表項目】

- ①学校法人に関する情報
- ②大学の建学の精神・目的に関する情報
- ③ガバナンス・コード
- ④教育研究上の基本組織に関する情報
- ⑤教員に関する情報
- ⑥受け入れ方針と学生数等に関する情報
- ⑦授業計画と卒業要件に関する情報
- ⑧学生の学修成果に関する情報
- ⑨教育研究環境に関する情報
- ⑩学生納付金に関する情報
- ⑪学生支援、奨学金に関する情報
- ⑫教育水準向上のための取り組み
- ⑬設置認可・届出書類、履行状況等調査報告書
- ⑭社会貢献活動
- ⑮その他

6) 中長期事業計画「Chuo Vision 2025」、単年度事業計画及び事業報告、財務等

本学公式Webサイトにおいて、本学の私立学校法上の中期計画である中央大学中長期事業計画「Chuo Vision 2025」のページを設け、その概要、進捗状況について公開をしている。

また、「事業概要と報告」として、単年度事業計画及び事業報告、予算及び決算、土地・建物(面積)の公開を行っている。

予算及び決算については、基本財務諸表である「資金収支計算書」、「活動区分資金収支計算書」(決算のみ)、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」(決算のみ)並びに予算及び決算説明を公開するとともに、決算については各種データも参考として公開することで理解の促進に努めている。各種計算書類は学校法人会計基準固有の書式になっていることに鑑み、計算書類の理解の一助となるよう「計算書の読み方」も同時に公開している。また、ステークホルダーの理解を促進するため、在学生父母対象広報誌『草のみどり』にもこれらの情報のURLを掲載することにより周知を図っている。

このほか、社会に対する説明責任を果たすべく、私立学校法第37条第3項及び学校法人中央大学基本規定(寄附行為)第23条に基づき、「学校法人中央大学の学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況」について行われた監事による毎年度の監査結果を、「監査報告書」として公開している。

<点検・評価結果>

以上のとおり、教育研究活動、自己点検・評価結果、事業計画及び報告、財務、その他本学の諸活動に関する情報について、積極的に公開しており、社会に対する説明責任を果たしている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目⑤内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

○点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

○点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証システムの有効性については、内部質保証活動に責任を負う大学評価委員会が点検・評価を行い、改善を行っている。具体的な事例は次のとおりである。

（1）現状追認型から改善注力型への転換—「自己点検・評価レポート」の様式変更

前述のとおり、内部質保証システムの基盤となる自己点検・評価活動、特に各組織の活動内容について、2018年度に点検・評価方法を大きく変更した。これは、個々の点検・評価項目ごとに点検・評価する方法は現状追認型の傾向をとることから、組織における着実な改善・改革を進めていくために、「自己点検・評価レポート」の形式を改め、長所・問題点等に対する伸長・改善を可視化できるようなものとしたものである。この現状追認型から改善注力型への転換により、各組織は目標を明確化し着実に課題へ取り組むこと、それを可視化することが可能となった。また、大学評価委員会は、各組織の改善・改革状況を的確に把握できるようになった。

（2）「指定課題」制度の導入

前述のとおり、本学では、大学評価委員長が設定する「指定課題」により、本学の諸活動に係る課題についてトップダウン型でアプローチすることが可能となっている。この制度は2018年度に導入されたものであり、（1）の「自己点検・評価レポート」の様式変更とあわせて、改善・改革を着実にを行うために導入したものである。

（3）自己点検・評価活動と「アクションプラン」とのサイクルの連携

学内の諸活動のサイクルを連動させることは以前からの課題であったため、私立学校法改正も契機として、2021年度より、自己点検・評価活動のサイクルを、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」のもとで各組織が「アクションプラン」の作成を行うサイクル及び予算編成のサイクルに合わせることにした。このことにより、本学の諸活動については、前年度秋から冬にかけて翌年度の計画を作成することとなっている。

以上が、本学の内部質保証システムにおける近年の改善である。

なお、内部質保証システムの有効性については、上述の「自己点検・評価レポート」作成を中心とした改善注力型の取り組み、「三つの方針」に係る諸整備のほか、大学評価委員長が設定

する「指定課題」によって進展した「大学運営の方針」の策定、単位実質化や学修成果の可視化に係る取り組み等をもって、有効に機能していることを確認している。

また、学修成果の可視化に向けた取り組みを進めるにあたっては、大学評価委員会からの要請に基づき、2022年度より全学的にカリキュラムマップの導入を行った。さらに、カリキュラムマップの導入時に、大学評価委員長より「科目ナンバリング制度の全学導入や履修系統図のブラッシュアップ等についても、教育の質保証の観点から進めるべきである」という考えが示されたことを受け、全学のFD推進委員会のもとで検討を行い、2023年度より科目ナンバリング制度を全学的に導入した。

＜点検・評価結果＞

以上のように、本学の内部質保証システムの点検・評価については大学評価委員会が行っており、適切なシステムとなるよう改善に努めている。また、大学評価委員会を中心とした改善・改革に係る取り組みが蓄積されてきていることから、本学の内部質保証システムは有効であるといえる。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

以上